

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 6

| | | |
|----------|---------------------|---|
| 許認可等の内容 | | 2以上の病院等の管理許可 |
| 根拠法令及び条項 | | 医療法第12条第2項 |
| 審査基準 | 関係条項 | 医療法施行規則第9条 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | <p>医療法第12条第2項の規定による許可は、次の1に規定する診療所（助産所を含む。）を新たに管理しようとする者が、2に規定する要件を具備する場合に、2診療所の管理について許可することとし、病院を管理する者を除外する。</p> <p>1 許可対象診療所</p> <p>(1) 工場その他の事業所における従業員及びその家族を対象とした診療所</p> <p>(2) 老人ホーム等の社会福祉施設における施設入所者を対象とした診療所</p> <p>(3) 医療施設に恵まれない地域に開設する診療所</p> <p>※ 医療施設に恵まれない地域とは、概ね2kmの範囲の区域内に、同一診療科目を標榜する医療施設がないか、あるとしても、1診療所あたり（新たに管理しようとする診療所を除く。）の人口が、概ね医科にあっては10,000人、歯科にあっては20,000人を超える地域をいい、夜間及び休日における診療時間等、時間により診療している医療施設がない場合を含む。</p> <p>(4) 地方公共団体又は公的性格を有する団体が、行政の施策として又は社会的要請に基づき開設する診療所</p> <p>(5) その他、地域住民の健康維持のため、市長が特に認める診療所</p> <p>2 許可の要件</p> <p>現に管理する診療所及び新たに管理しようとする診療所について、原則として次の要件を具備すること。</p> <p>(1) いずれの診療所も患者の収容施設を有しないこと。</p> <p>(2) それぞれの診療所の診療日時が重ならないこと。</p> <p>(3) 現に管理する診療所の管理に支障がないこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 管理できる診療所は、2ヶ所に限り許可するものとする。</p> <p>(2) 2ヶ所管理に関する申請については、新たに診療所を管理させようとする開設者が行う。（昭和29年7月21日医収第264号医務局長通知）</p> |
| | 参考事項 | 「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集（中央法規） |

| | | |
|------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| | 設定等年月日 | 平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更) |
| 標準 処 理 期 間 | 標準処理期間 (未設定の場合は その理由) | 総日数 5日 (休日は含まない。) |
| | 設定等年月日 | 平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更) |